

令和元年12月16日

事業主及び担当者 様

東京都家具健康保険組合
理事長 山口 貞雄

被扶養者の資格再確認等の実施について

平素より当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日より被扶養者の認定要件に国内居住要件が施行（追加）されることとなりました。（※内容については、裏面をご参照ください。）

このようなことから、今年度の被扶養者の資格再確認等については、次のとおりといたします。

- ① すべての被扶養者について、住民登録の確認を行います。
- ② 従来行っていた被扶養者再確認（検認）について、今年度は、実施いたしません。

また、国内居住要件における被扶養者の住民登録の確認については、以下のとおり行うことといたします。

【国内居住要件の確認について】

1. 国内居住要件の考え方

- ・国内居住要件は、住民基本台帳に住民登録（住民票）があるか否かで判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすこととなります。

2. 実施方法及びスケジュール

・令和2年2月初旬

当組合へお届けいただいている個人番号（マイナンバー）を利用し、住民基本台帳ネットワークシステム（通称：住基ネット）より、住民登録された本人情報（氏名・生年月日・性別・住所）を確認します。

・令和2年2月中旬

本人情報が確認できなかった方及び個人番号（マイナンバー）をお届けいただいていない方は、別途「提出書類等」の案内を事業所経由で送付します。

・令和2年3月下旬

「提出書類等」の内容を確認後、被扶養者の資格要件を満たさなくなった方へ届出（資格削除）の依頼通知を送付します。

【認定要件の内容】

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月1日より、被扶養者の認定要件に国内居住要件が追加されました。

追加となった認定要件及び証明書類等は、次のとおりです。

- ① 「日本国内に住所を有する者」であること。

(住民基本台帳に住民登録(住民票)があるか否かで判断します。)

- ② 国内に住所を有しないが「日本国内に生活の基礎があると認められる者」は、国内居住要件の例外として取り扱うこと。

※国内居住要件が例外的に認定される場合

国内居住要件の例外	証明書類
I. 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
II. 外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
III. 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
IV. 被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
V. IからIVまでに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	ご相談ください

- ③ 上記②(国内居住要件の例外)に該当しない例

I. 医療滞在ビザで来日した者
II. 観光・保養を目的とするロングステイビザで来日した者
III. IからIIまでに掲げるもののほか、その他理由がある場合はご相談ください

※国内居住要件の施行により被扶養者の資格を失う方が、施行日時点において国内の保険医療機関に入院されている場合は、入院期間中の資格を継続する経過措置が設けられています。(ただし、現に入院中であることが確認できる場合に限りです。)